

地域再生計画

1．地域再生計画の名称

島根の地域資源を活用した産業振興プログラム ～ 知の拠点と連携した新産業創出計画～

2．地域再生計画の作成主体の名称

島根県

3．地域再生計画の区域

島根県の全域

4．地域再生計画の目標

島根県は中国地方の北側にあり、県土の総面積は 6,707.52 k m²で我が国総面積の 1.8 パーセントを占め、面積的には必ずしも狭くはないが、総面積の 78.9 パーセントが林野でおおわれ、耕地面積はわずかに 5.9 パーセントにすぎず、その割合は全国都道府県中低位にある。日本海に臨む細長い県土は、長い海岸線と広大な山野をもち、いたるところに美しい自然景観と豊かな環境をつくっている。

本県のシンボルでもある宍道湖と中海は我が国を代表する汽水湖であり、平成 17 年 11 月にはアフリカ・ウガンダで開催された締結国会議でラムサール条約に登録された。今後は両湖からもたらされる貴重な資源を賢明に利用し、水産業や観光等の振興につなげていく着実な取り組みが求められている。

島根県の人口は平成 17 年に実施された国勢調査によれば、平成 12 年の前回調査に比べて約 2 万人減少し、742 千人となり、高齢化率についても 27.1 パーセントと全国一位となっている。条件不利地域といわれる本県にとって人口減少、少子高齢化、産業振興は特に大きな問題となっている。特に、規制改革等の社会構造の変革、経済のグローバル化の中で、近年日本経済が回復の道を歩む中、本県には波及効果が及びにくく、依然として厳しい状況にある。今後、公的需要がさらに縮小されると見込まれる現状において、本県が今後も自立的に発展していくためには、産業構造を民需主体へと転換し、産業振興を図ることによって雇用の場を創出し、県民所得の向上を図らなければならない。

そのため、島根県は産業振興を最重要課題として、地域の知の拠点である島根大学、松江高専等と産学官連携を推進し、産業振興を目的とした新産業創出などの各種プロジェクトや、県内の優れた地域資源を活用した、ブランド力を持った商品の開発などの施策に取り組んでいる。

こうした県の取り組みにより、県内の企業にとっては、これまでの政府サービスや公共投資に依存する体質から市場ニーズにあった技術力、製品開発力を向上させ、民需主体へと転換していく努力がなされている。健康食品産業においては島根産の資源を活用して全国展開する企業や、これまで公共工事のみに依存していた建設業関連に関しては、全国や世界に向けて発信できる環境技術を開発する

企業もあらわれてきた。今後もこれらのプロジェクトを一層推進し、県内企業の経営力・技術力・販売力の強化を図り支援先企業における付加価値額の増加を図るとともに、平成24年度までに製造品出荷額の1,000億円増、5000人規模の雇用創出を行い、県内にもものづくり産業のクラスターを形成することを目標としている。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標を達成するために、県は施策として、新産業の創出、第二創業を含む新事業の創出、創業、起業の支援、企業誘致の推進を行っていくこととし、既に締結した包括的な協定のもとに、知の拠点である島根大学及び松江工業高等専門学校等と連携し、新産業の創出、産業競争力の強化、地域資源の活用による産業振興を目的としたプロジェクト、施策を推進する。またこれらの確実な推進支援のため、島根県と米国テキサス州間の産業技術交流や、新産業創出ファンド、大手商事会社との連携を積極的に活用していく

環境産業においては宍道湖・中海をフィールドとした水環境修復技術の開発等を建設産業の新分野進出を視野に推進するとともに、バイオマス資源の有効活用による資源循環型産業の育成や農林漁業の活性化等を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資することとする。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置を活用して行う施策

【B0801】科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

県内の企業にあっては、前述した県の取組により、これまでの政府サービスや公共投資に依存する体質から市場ニーズにあった技術力、製品開発力を向上させ、民需主体へと転換していく努力がなされている。特に、これまで公共工事のみに依存していた建設業関連に関しては、全国や世界に向けて発信できる環境技術開発や、地域資源を活かした新業種への進出等が行われるようになってきた。今後これらの取り組みを積極的に推進するには、多様な汽水域環境を持つ宍道湖中海をフィールドにそこで起こる様々な問題や、課題を解決できる高い環境に対する知識、また修復技術力を持った人材の育成と、県内の優れた地域資源を発掘し、産業振興や、地域振興を推進できる人材の育成が急務となっている。

将来的には、地域資源ともいえる、宍道湖・中海及びその流域をフィールドに高度な水環境修復技術、自然再生技術を核とした環境産業の発展と、バイオマスの利活用、県内の他の地域資源を活かした、産業振興、地域振興を図ることを目標とする。

上記の目標を達成するため、島根大学に大学院修士課程として、以下の地域産業人材育成コースを

設置する。

(1) 環境総合管理・修復技術ユニット

微妙な塩分濃度と汚濁により影響を受ける多様な生態系が存在する日本を代表する汽水域である宍道湖と中海をフィールドにその環境特性を理解し、水環境修復技術、自然再生技術、底泥の活用技術等を習得し、循環型社会を見据えた、流域の総合的な管理と新たな環境産業の創出が可能な人材の創出をはかる。

(2) 地域資源発掘・活用ユニット

今後の地域間競争に勝ち抜くためには、他の地域にない、県内の優れた地域資源を活用した産業振興や地域振興を積極的に推進しなければならない。地域資源の発掘とその活用、特に島根県の基幹産業である農林漁業のうち機能性食品にあっては研究開発から、事業化までできる人材の育成創出をはかる。

当該人材養成ユニットは、移行期である平成19年度は3名を現行の生物資源科学研究科特別研究コースで受入れて養成を開始する。その後研究科の改組を試みて大学院修士課程に地域産業人材育成コースを設置し、環境総合管理・修復技術ユニット、地域資源発掘・活用ユニットとして平成20年度より正式に5名を育成目標とし5年間で30名程度の人材養成を行う。

専門分野の学習に加えて、MOT教育や地域再生システム論、中山間地域経営特論などの講義を開設する。また地域課題研究として島根県の公設試験研究機関、行政機関での実習、研究交流のあるテキサス州の大学、その他の研究機関への派遣など、実践的かつ国際的にも通用する人材を育成する。

現職社会人の受け入れを前提としており、各種履修上の特例を適用し、1年での早期終了や履修年限の延長、夏期集中講義、休日の開講等の柔軟な配慮を行うこととする。

最終的な到達目標としては、各分野において即利用可能な提案作成能力を第一義的な成果とする。

こうした人材の育成により、全国や世界に向けて発信できる環境技術開発や、バイオマス、地域資源を活かした新業種への進出等を積極的に展開し、将来的には、地域資源ともいえる、宍道湖中海をフィールドに高度な水環境修復技術、自然再生技術を核とした環境産業の発展と、県内の他の地域資源を活かした、産業振興、地域振興を企画・展開でき、21世紀の地域間競争に負けない特色ある地域への再生が可能となる

5-3-2 支援措置以外の施策

(新産業創出プロジェクト)

県内産業が発展するためには、時代の変遷にあわせて個々の企業が新たな、事業分野を開拓していくことが不可欠であり、とりわけ製造業においては新技術による商品開発は大きな武器となるが、一方ではリスクも大きい。本県の持続的な発展や雇用創出の基盤とするために県が先導的に新技術、新素材の開発を行い、それを県内企業に移転することで、競争力のある裾野の広いものづくり産業群をつくる。

具体には最先端のナノテクノロジーを駆使した新機能材料開発や、新エネルギー応用製品開発、プラズマ利用技術開発、最新のIT技術を駆使した情報端末とコンテンツ開発、県産農林水産物を使っ

た機能性食品の開発を推進する。

プロジェクト名	概要
新機能材料開発プロジェクト	電子部品・電子機器等に用いる高熱伝導材料の開発・事業化を目指して研究を行い、その成果を本県の製造業で高い比重を占める機械・金属加工業、電子部品・電気機器製造業に幅広く普及させることで、新事業、新産業の創出を目指す。
新エネルギー応用製品開発プロジェクト	次世代太陽電池の商品化、実用化を目指した研究開発を行い、将来的には県内事業者による新規事業展開を促進する。
健康食品産業創出プロジェクト	県内産の農林水産物を用いた機能性食品の商品開発を行うとともに、「安全・安心、島根の健康食品」というブランドを確立し、民間企業による商品開発、販路拡大の取り組みを支援することで県内に健康食品産業群を形成していく。
プラズマ利用技術開発プロジェクト	高機能金属材料の製造を可能にする表面改質技術及び装置を開発し、県内に新規開発技術の加工拠点を構築するとともに、県内企業がその拠点を利用することで、県内金属加工製品の高機能化、高付加価値化をはかっていく。
バーチャルリアリティ技術開発	人工的に現実感を創り出すバーチャルリアリティに関する技術をハード、ソフト両面にわたって開発し、当該技術を県内企業に移転し、県内企業によるハード製造、ソフト製作体制を整備して新事業を創出する。

（産業競争力強化プロジェクト）

地域経済の牽引役として期待される、中核的企業に対する直接支援及び地域産業の競争力強化のための条件整備を実施する。

直接支援策としては、域外への需要拡大が期待される製造業を中心とする中核的企業に対し、固有技術や、製品開発力など企業の強みを活かす経営計画の作成支援から計画実行・目標達成までを継続支援する。

競争力強化のための条件整備については中核的企業に対する直接支援に併せ企業の有する個別課題解決や競争力強化のための支援策を整備する。また、競争力ある技術や付加価値を高める技術の底上げ、ブラッシュアップを図るため、企業の技術人材の育成を図る。

事業名	概要
技術力・経営力革新支援事業	（重点経営支援事業） 経営診断・財務分析等に基づく経営計画の作成、計画実行、目標達成まで県内製造業の経営革新に向けた取り組みを重点支援し、支援企業の企業力向上による波及効果を持って県内企業の底上げを図る。 （ものづくり技術人材育成支援事業） 製造業においては、競争力ある技術や付加価値を高める技術の底上げブラッシュアップは重要な課題であり、このため、水質浄化研究会、ロボット技術研究会等の各種研究会、食品製造に関するセミナーの開催や高専活用若手技術者人材育成講座の開催など、企業における技術人材の育成を図る。
国際規格等取得促進事業	ISO9001・14001等の国際規格の認証取得に必要な専門家計費の一部を助成することにより県内製造業者の取得を促進し、社内管理体制の整備を図るとともに、県内中小企業の新たな取引先の獲得並びにレベルアップを目指す。
首都圏等販路開拓強化事業	県内企業の開発した製品・技術の拡大を図るため、大手商社との包括協定に基づき同社及び関連会社のネットワークを活用した販路開拓を行う。また、県内製造業と県外優良メーカー等との取引拡大を図るため戦略的な企業マッチングや技術・経営戦略等に対する助言を行う。併せて、取引適正化に関する法律等の周知を行うとともに販売・取引に関する法律相談や取引上のトラブル解決のための弁護士による法律相談を行う。

産学官連携促進事業	<p>(新製品・新技術創出研究開発支援事業)</p> <p>県内企業が行う産業の高度化、新産業の創出に繋がる新製品・新技術研究開発及び市場調査や販売戦略、研究会開催に係る経費の一部を助成する。</p> <p>(事業化可能性試験研究事業)</p> <p>大学・高専の有する、県内産業に資する優れた研究シーズについて、事業化の可能性の高い企業と連携し、マーケットニーズを捉えた製品開発の可能性の調査及び研究を実施する。</p> <p>(産学官連携促進事業)</p> <p>技術コーディネーターの配置によるコーディネート活動、MOT講座の開催や、シーズ発表会、大学・高専担当職員の配置による産学官連携活動の推進、島根県の産業育成と科学技術振興を図るための筑波研究学園都市の研究者との交流を実施。</p>
産業人材確保推進事業	<p>県内産業の振興を図るため、県内企業が県が選定した有料職業紹介事業者に依頼し、県外から専門的・技術的人材確保を行う場合に経費の一部を助成する。また無料職業紹介所を設置し、求職者と県が支援する誘致企業等の産業人材求人とのマッチングを行い、産業人材の確保を図る。</p>

(中小企業地域資源活用プログラム)

県内の地域がそれぞれの強みをいかして自立的・持続的な成長を実現していくことが重要である。産地の技術、農林水産品、観光資源といった地域の特徴ある地域資源は、域外への事業展開において差別化の要素となり得るものであり、地域経済の主体である中小企業の地域資源を活用した創意ある取組を推進し、それを核とした地域資源の価値向上(ブランド化など)を図り、地域の強みをいかした産業を形成・強化していくことが重要である。

このため、県内中小企業が地域資源を活用した新商品、新サービスの研究開発、販路開拓を支援する。具体的には、県が中小企業地域資源活用促進法に基づく基本構想を策定し、地域資源を指定し、県内中小企業が地域資源活用売れる商品づくり支援事業の対象となるよう関係機関とともに支援する。また、県商工会連合会に、地域中小企業応援ファンド(スタート・アップ応援型基金)を造成し、その運用益で地域資源を活用した県内中小企業及びその支援事業者の新商品、新サービスの研究開発、販路開拓を支援する。

(島根県バイオマス利活用計画)

バイオマス資源は、地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化ならびに戦略的産業の育成など幅広い潜在能力を有することから、この利活用を推進するため国においては関係府省が連携して「バイオマス・ニッポン総合戦略」(平成14年12月閣議決定)を策定している。

島根県においても、畜産排せつ物や製材工場残材、下水汚泥など、バイオマス資源の有効活用が課題となっており、その利活用を積極的に推進するため、平成15年度に、2010年を目標とする県の基本計画「島根県バイオマス総合利活用計画」(以下、「本計画」という。)を策定した。

本計画の目的は、島根県におけるバイオマス利活用の実態を把握し、今後のバイオマス利活用の方向性を示すことによって、バイオマスの利活用の重要性や意義についての認識を深めるとともに、利活用に向けた意識の醸成を図り、また、資源循環型産業の育成や農林漁業の活性化等を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資することである。

目標年の2010年に向けて、具体的な利活用目標を設定し、県庁内に関係の全部局からなる島根県バイオマス利活用推進協議会を設置して、本計画の推進を図る。

(建設業の新分野進出支援)

建設産業は本県の基幹的な産業であり、公共事業の削減にともない地域経済への大きな影響も見込まれることから、建設業界の構造改善等に向けて適切な施策を講じると同時に、建設産業に蓄積された人材や資本などの経営資源を成長分野に再配分することは、本県産業の構造転換にも資するものであり、円滑な新分野進出等に向けた対策が求められている。

こうした厳しい将来を認識し、「農業」、「建設業他分野」、「廃棄物関連事業」、「環境関連業」、「不動産関連業」等、新たな事業展開の模索や、新規事業展開をはじめ経営者も生じている。

しかし、資金・体力不足や投資リスクの大きさなど経営多角化・新分野進出に踏み出せない現状もある。このため、県は建設産業構造改善指針を策定し、経営の多角化・新分野進出による新たな事業展開に対しての助成や、制度支援、総合相談窓口の設置など積極的な施策の推進を図る。

6. 計画期間

認定の日から平成25年3月まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標の達成状況に係る評価については、新産業創出プロジェクトについては毎年2回開催する新産業創出戦略会議で行う。

大学等と連携して行う施策については毎年開催される連携推進連絡協議会やそこで設置された専門委員会で評価し、推進していく。

8. 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

添付資料の一覧

資料 1 地域再生計画の区域に含まれる行政区域を表示した図面

資料 2 地域再生計画の工程表及びその内容を説明した文書

資料 3 地域再生計画の全体像を示すイメージ図

資料 4 平成 19 年度科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」提案書類一式